

## 65歳以上の方の障害者控除対象者認定申請について

身体障害者手帳や愛の手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で市町村長等が障害者等に準ずるものとして認定した方は、税の所得控除（障害者控除または特別障害者控除）を受けることができます。

西東京市では、審査により障害者に準ずるものと認定した方に、「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

### 【対象者】

認定基準日現在において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 西東京市内に住所がある65歳以上の方
- (2) 身体の障害や寝たきり、認知症等により日常生活に支障がある方  
(障害の状態のめやすについては、裏面を参考にしてください。)

※ 身体障害者手帳・愛の手帳等をお持ちの方は、手帳の提示で税の所得控除を受けることができます。

### 【認定基準日】

所得税申告の対象となる年の12月31日

ただし、対象の方が年の中で死亡した場合は、その死亡日を認定基準日とします。

### 【申請に必要なもの】

認定にあたっては、介護保険の認定調査情報をもとに審査しています。したがって介護保険の要介護認定を受けている方と、受けていない方で申請に必要な書類が違いますのでご注意ください。

申請書及び意見書の用紙は高齢者支援課窓口（田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階）で配布するほか、市のホームページからもダウンロードできます。

介護保険の認定を受けている方	介護保険の認定を受けていない方
① 障害者控除対象認定申請書 ・必要事項を記入してください。	① 障害者控除対象認定申請書 ・必要事項を記入してください。
② 対象者の介護保険被保険者証 ・コピーでも可 ・窓口で確認させていただきます。	② 意見書 ・医師に記入してもらってください。 ・病院によっては診断書料等の料金がかかります。
③ 対象者及び申請者の印鑑	③ 対象者及び申請者の印鑑

※ 郵送対応をご希望の場合の注意事項

申請に必要なものを、下記までお送りください。同意書欄の押印漏れがないようご注意ください。

送付先及びお問合せ先

〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無第二庁舎  
健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係 あて  
電話 042-420-2810 FAX 042-462-1130

※ 認定書発行までに2週間程度かかります。確定申告期間を考慮し、お早めに申請してください。なお、令和2年の所得に関する申請は、令和3年1月4日（月）から受け付けます。

<参考>

障害の状態のめやすについて

介護保険の認定調査資料をもとに下表の①または②に該当するかを判定します。

※介護保険の認定のない方は、医師の意見書（市所定の様式）により、同様の基準で判定します。

① 身体の障害の状態

認定		身体状況（めやす）
非該当		何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
障害者	身体障害者（3級～6級）に準ずる人	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
特別障害者	身体障害者（1級、2級）に準ずる人	食事・排せつなどで何らかの介助を要し、日中もベッドの上で1日の大半を過ごす

② 認知症等の障害の状態

認定		身体状況（めやす）
非該当		何らかの認知症等を有するが、日常生活はほぼ自立している
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる人	日常生活に支障をきたすような症状または行動及び意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる人	日常生活に支障をきたすような症状または行動及び意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする